

令和8～10年度東広島市議会委員会等 要点記録反訳業務仕様書

1 業務名

令和8～10年度東広島市議会委員会等要点記録反訳業務

2 履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

3 履行場所（納入場所）

東広島市議会事務局

4 業務の内容

常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、協議又は調整を行うための場（政策研究会等）などの会議の音声データ等から反訳し、別紙「要点記録の体裁」に基づき要点記録を調製する。

5 反訳業務

- (1) 発注者は、音声データ（データ形式：MP3）及び関係資料（委員長口上書等業務に参考となる資料）（以下総称して「音声データ等」という。）を電送により受注者に提供する。
- (2) 受注者は、1日当たり最大300MBまでのデータの電送が可能な環境を準備すること。
- (3) 反訳対象となる音声の録音時間（発注予定数量）は次のとおり。ただし、この数量は過去事例による推定であり、実際の発注数量は変動する。
令和8年度 年間約250時間（予定）
令和9年度 年間約250時間（予定）
令和10年度 年間約250時間（予定）
【参考】過去の反訳時間の年間実績
令和2年度 約244時間 令和3年度 約244時間
令和4年度 約190時間 令和5年度 約240時間
令和6年度 約247時間
- (4) 音声データ等は、委員会閉会后速やかに受注者へ提供する。
- (5) 音声データ等からの反訳については逐次反訳とし、公益社団法人日本速記協会発行の「新訂 標準用字用例辞典」による用字を用いることとする。その他不明な点は、発注者と協議のうえ、決定する。
- (6) 聞き取れない等、音声データ等に問題がある場合は事前に発注者に連絡すること。
- (7) 音声データ等の反訳による校正原稿は、整文すること。
- (8) 成果品は「①粗起こし分」及び「②正規分」としてそれぞれ納品すること。
- (9) 成果品については一定の精度を保つこと。

6 要点記録掲載内容の調製

別紙「要点記録の体裁」参照

7 成果品

(1) 規格

Word形式とし、A4判 10.5 ポイント文字、43 字×39 行とする。体裁は、別紙「要点記録の体裁」を参照のこと。(①粗起こし分、②正規分いずれも)

(2) 精度

「①粗起こし分」については概ね1 ページ当たりの校正箇所が平均20 か所以内を保つこと。

「②正規分」については概ね1 ページ当たりの校正箇所が平均5 か所以内を保つこと。

(3) 成果品は、電子データ等で納入する。

8 成果品の納入期限

音声データ等を収受した日から、東広島市の休日を定める条例（平成元年東広島市条例第6号）第1条第1項に規定する休日を除いて次の日を経過する日までに納入することとする。

①粗起こし分・・・3日

②正規分・・・・・・10日

9 音声データその他資料等の管理等

(1) 受注者は、提供された関係資料等がある場合、納品完了後直ちにデータを削除しなければならない。

(2) 受注者は、提供された資料の取扱いについて十分な注意を払うとともに、外部への流出等の事故のないよう厳重に管理しなければならない。

(3) また、提供された資料は本業務に関する目的以外には使用してはならない。

10 委託料

(1) 本業務は次のとおり履行区分を定める単価契約とする。

履行区分	単価	単位	発注予定数量	委託料の計算方法
要点記録反訳業務	円	1時間 当たり	750時間	契約単価に履行数量を乗じて計算する。計算方法は次のア又はイによる。

ア 消費税及び地方消費税に係る課税事業者の場合

上記の契約単価に履行数量を乗じて得た額に、当該額の100分の10に相当する額（その額に円単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算して得た額。

また、履行数量に時間未満の端数（分単位）があるときは、契約単価に当該端数（分単位）を乗じて60で除した額（その額に円単位未満の端数があるときは、その端数

を切り捨てた額)を当該端数に対する委託料(消費税及び地方消費税を含まない額)とし、時間単位での計算額に加算するものとする。

イ 消費税及び地方消費税に係る免税事業者の場合

上記の契約単価に履行数量を乗じて得た額。なお、①要点記録反訳業務における履行数量に時間未満の端数(分単位)があるときは、契約単価に当該端数(分単位)を乗じて60で除した額(その額に円単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を当該端数に対する委託料とし、時間単位での計算額に加算するものとする。

(2) 本業務は次のとおり部分払金を請求できるものとする。なお、履行単位ごとの委託料(部分払金額)の計算においても、(1)ア又はイによる。

履行区分	履行単位	支払種別
要点記録反訳業務	概ね1か月毎とし、詳細は別途協議による	部分払 (ただし、履行期間内において最終回次の委員会に対する支払は契約全体に係る業務完了検査後の完了払となる。)

(3) 部分払金を請求しようとするときは、当該履行分の履行報告を行っていないなければならない。

(4) 債務負担行為特則

債務負担行為に係る契約の特則として、各会計年度における業務委託料の支払限度額及び支払限度額に対応する出来高予定額は次のとおりとする。なお、予算上の都合その他の必要があるときは、支払限度額及び出来高予定額を変更することができるものとする。

年度	限度額	支払限度額の計算方法
令和8年度	支払限度額 円 (出来高予定額 円)	要点記録反訳業務を250時間として上記ア又はイにより得た額
令和9年度	支払限度額 円 (出来高予定額 円)	要点記録反訳業務を250時間として上記ア又はイにより得た額
令和10年度	残額	

1.1 その他

この仕様書に疑義があるとき又は定めのない事項については、発注者と受注者で協議して定めるものとする。

1.2 問い合わせ先(発注担当課)

東広島市議会事務局

TEL:(082)420-0966 FAX:(082)424-9465

議案の説明を求めます。

【概要説明】

〇〇部長 それでは、・・・・・・ **2款1項7目 企画費**のうち、・・・・・・。次に、42、43ページをお願いします。**11目の諸費**の方では、・・・・44、45ページ、お願いします。
中段の**2款3項1目 戸籍住民基本台帳費**の戸籍・・・・・・以上でございます。よろしくお願いたします。

【質疑】

〇〇委員長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑がありましたら御発言願います。

〇〇委員 〇〇について、・・・・・・

××〇〇部長・・・・・・

〇〇委員・・・・・・

●●〇〇部次長・・・・・・

〇〇委員長 ほかにありませんか。

△△議員・・・・・・

〇〇課長・・・・・・

〇〇委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」との声あり〕

〇〇委員長 なければ、質疑を終わります。

【自由討議】

〇〇委員長 それでは、これより自由討議を行います。どなたか御意見ございませんか。

〔「なし」との声あり〕

〇〇委員長 なければ、自由討議を終わります。

【討論】

〇〇委員長 では、これより討論を行います。まず、反対討論の発言を許します。

〔「なし」との声あり〕

〇〇委員長 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」との声あり〕

〇〇委員長 次に、反対討論の発言を許します。

〔「なし」との声あり〕

〇〇委員長 次に、賛成討論の発言を許します。

コメント [東広島市11]: ゴシック

コメント [東広島市12]: ゴシック

執行部の発言は、表記を苗字+役職名とする。

ただし、複数の役職を兼務している場合は、最上位の役職のみを表記する。

表記例)

役職名：〇〇部次長兼△△課長兼□□所長 の場合

⇒ (苗字) 〇〇部次長

コメント [東広島市13]: 執行部が予算に

ついて概要説明をする際は、「款項目+費目名」をゴシックとする。

※あくまで概要説明のみ。質疑応答は除く。

コメント [東広島市14]: ゴシック

議案に対しては「質疑」

コメント [東広島市15]: ゴシック

コメント [東広島市16]: ゴシック

〔「なし」との声あり〕

〇〇委員長 なければ、討論を終わります。

【採決】

〇〇委員長 これより採決に入ります。
議案第〇号「〇〇〇〇〇〇〇〇について」を採決いたします。
本件に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

〇〇委員長 挙手全員であります。よって、議案第〇号は原案のとおり可決されました。

2 報告事項

〇〇委員長 次に、報告事項について説明を求めます。

【概要説明】

××〇〇部長 それでは、・・・・・・
・・・・・・
説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【意見・質問】

〇〇委員長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、御意見、御質問等がありましたら、御発言願います。

・・・・
・・・・

〇〇委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」との声あり〕

〇〇委員長 なければ、この程度にとどめます。

その他の事項

〇〇委員長 次に、その他の事項について事前通告はありませんでしたが、御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」との声あり〕

〇〇委員長 なければ、この程度にとどめ、〇〇部関係を終わります。
執行部の方はお疲れさまでした。退席願います。
暫時休憩いたします。

コメント [東広島市17]: ゴシック
ただし、委託分議案の場合は、【賛否表明】とする。

なお、委託分議案とは、議案第〇号「〇〇〇〇」●●部関係分として審査されるものを指す。
この場合、委員長は挙手確認の後「本案の審査経過及び結果につきましては、この旨を〇〇委員長に申し伝えます」と述べる。

コメント [東広島市18]: 12P、ゴシック

コメント [東広島市19]: ゴシック

コメント [東広島市20]: ゴシック
報告事項に対しては「意見・質問」

コメント [東広島市21]: ゴシック

【留意事項】

- ・ 質疑中に、発言議員が代わったら、1行空ける。
- ・ 議題の内容「・・・について」は必ず入れる。後で確認しやすくするため
- ・ 聞き取れない言葉は「●」でくり、その場所が分かるようにする。固有名詞など文字が分からない場合も同様とする。
- ・ 散会後の署名に関する記載内容は、会議により次の表のとおりとする。

会議の名称	記載内容
総務委員会 文教厚生委員会 市民経済委員会 建設委員会 議会運営委員会 特別委員会	以上のとおり会議の概要を記録して、その相違ないことを証明するため、東広島市議会委員会条例第28条の規定により署名する。
会派会長会議	以上のとおり会議の概要を記録して、その相違ないことを証明するため、東広島市議会会派会長会議規程第7条の規定により署名する。
全員協議会	以上のとおり会議の概要を記録して、その相違ないことを証明するため、東広島市議会全員協議会規程第7条の規定により署名する。
委員長会議	以上のとおり会議の概要を記録して、その相違ないことを証明するため、東広島市議会委員長会議規程第7条の規定により署名する。
広報広聴委員会	東広島市議会広報広聴委員会規程第9条の規定により以上のとおり会議の概要を記録して、その相違ないことを証明するため、署名する。
政策研究会 (○○研究会)	東広島市議会政策研究会規程第7条の規定により以上のとおり会議の概要を記録して、その相違ないことを証明するため、署名する。
総務委員会協議会 文教厚生委員会協議会 市民経済委員会協議会 建設委員会協議会	以上のとおり会議の概要を記録して、その相違ないことを証明するため、東広島市議会委員会協議会規程第8条の規定により署名する。